

令和6年 壱岐市議会定例会 6月会議会 議 録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和6年6月28日 午前10時00分開議

日程第1	議案第34号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第35号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第38号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第39号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	陳情第1号	現行の健康保険証の存続を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第6	要望第2号	入湯・はり灸等の助成についての要望	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・不採択
日程第7	議案第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画 (変更) の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	要望第1号	議会が市道認定した道路が調査不十分で道路法に反する非違について要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第9	要望第3号	道路法第八条 (路線の認定) についての要望書	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第10	議案第37号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	発議第1号	壱岐市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	提出議員 議案説明・質疑あり・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第12	発議第2号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員（16名）

1 番 松本 順子君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 山内 豊君	6 番 中原 正博君
7 番 山川 忠久君	8 番 植村 圭司君
9 番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	村田 靖君	議会事務局次長	松永 淳志君
議会事務局書記	柳原 隆次君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	平田 英貴君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	吉田 博之君
保健環境部部長	草合 正吉君	農林水産部部長	松嶋 要次君
建設部部長	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第34号～日程第6. 要望第2号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第34号から日程第6、要望第2号までの以上6件を一括議題とします。

本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について、委員長から報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員会委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第34号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案可決。

議案第35号、壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第38号、令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第39号、令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

次に、陳情にまいります。

令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和6年6月18日。件名、現行の健康保険証の存続を求める陳情。審査の結果、採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。措置、意見書提出。委員会意見としまして、誰もが安心して医療を受けられるよう、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ保険証に対する不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させること。

続きまして、要望にまいります。

令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本会議に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

記。

受理番号、要望第2号。付託年月日、令和6年5月9日。件名、入湯・はり灸等の助成についての要望。審査の結果、採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。措置、市長へ送付。委員会の意見としまして、単に枚数を増やすのではなく、受給者本人が使用しやすい仕組みづくりを構築し、利用率を高める工夫を行い、引き続き、高齢者の外出促進や健康寿命の延伸に寄与すること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので、申し添えておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第34号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対討論を行います。

壱岐市のマイナ保険証の所持者は、令和6年5月現在3,645人で、60.55%であります。その利用率に至っては、3.31%、県平均でも8%であります。こんな状況の中で、本年12月2日に現在の健康保険証を廃止する政府の方針に合わせた後期高齢者医療広域連合の規約を変更するというのが、今回の議案であります。

マイナ保険証の未所持者の多くが後期高齢者であります。認知症が進んでいる、高齢でベッド生活であるなど、後期高齢者が抱える問題からして、マイナ保険証の利用を推し進めることは、どう見ても無理なやり方であると言えます。今の健康保険証を廃止することをやめ、今ある健康

保険証とマイナ保険証の利用の両立を進めるべきです。

国は、行政への効率化と国民の利便性を挙げていますが、実態と大きくかけ離れています。マイナ保険証は、誤登録、情報漏えい、オンライン資格確認システムのトラブルなどが多発して、国民の不安が広がっています。健康保険証が廃止された後、マイナ保険証の未登録者へは、当面の間は本人に自治体から資格確認書が送付されていくといいますが、将来は本人からの申請が必要となります。マイナ保険証は、5年ごとに本人が自治体の申請窓口で更新手続きをしなければなりません。

しかし、高齢者、障がい者、とりわけ福祉施設入所者は困難であります。健康保険証を廃止し、申請交付にすることは、国・保険者の責任を放棄することであり、国民皆保険制度を揺るがすものであります。マイナンバーカードの所持取得は希望者のみで、取得は任意です。今の健康保険証の廃止によってマイナ保険証へ一本化することは、マイナンバーカードの取得利用を強制することになり、許されません。

また、マイナンバーカード利用を全ての行政分野などで推進することも、プライバシー侵害の危険性を一層高めることとなります。国民の信頼・納得・個人情報管理をしっかりとできる体制をつくるのが、まず必要です。後期高齢者に新たな困難を押しつける、急な健康保険証の廃止はやめるべきです。

以上をもって、反対討論とします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、38号、39号の3件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号、38号、39号の3件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第35号、38号、39号の3件は原案どおり全て可決されました。

次に、陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

[議員（4番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 陳情、現行の保険証の存続を求める陳情に対する賛成討論を行います。

長崎県保険医協会は、長崎県の町医者、開業医の皆さんが加盟をされている団体です。壱岐市には会員さんが15人いて、県全体では8割を超す開業医の方が加入されている団体です。その団体からの陳情であるのが、今回の陳情です。今回の陳情は、保険医協会としてマイナ保険証に反対しているのではなく、現行の健康保険証とマイナ保険証の併用により、強制ではなく、利用したい人が利用するシステムでの運行が望ましいと、理由を挙げています。そして、12月2日の健康保険証の廃止は時期尚早であり、現行の健康保険証の存続を求めています。

マイナ保険証の利用の実態では、顔認証付きカードリーダーの操作は、高齢者や障がい者には操作が難しいことを挙げています。また、小児科医では、子どものカードリーダーに背が届かない、抱き上げて、成長に伴って顔が変わるため、顔認証する意味がないと声が寄せられているとしています。また、日本弁護士連合会は、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、健康保険証を廃止することは、マイナ保険証の利用を強制するものであり、矛盾するとしています。

国民が安心して医療にかかることができるために、そのために、今の健康保険証の存続が必要だと見解を出しているとも述べています。現在の普及率は、壱岐でもマイナ保険証の所持者が60.55%、利用者が3.31%、所持していない後期高齢者が多い実態の中で、このような12月2日の健康保険証を廃止することは時期尚早であります。健康保険証の廃止を強制すれば、混乱が起き、何よりも市民が多大な不利益を被ることにつながりかねないと考えます。

よって、この陳情に賛成するものです。

[議員（4番 山口 欽秀君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。松本議員。

[議員（1番 松本 順子君） 登壇]

○議員（1番 松本 順子君） 松本が、賛成討論をさせていただきます。

まずは、マイナ保険証によるトラブルの例を挙げさせていただきます。顔認証がうまくできず、

資格が確認できませんと判定された人が、全国で何千人もいる。暗証番号を忘れてしまっている。保険組合で入力されていない。更新を忘れて資格喪失してしまっている。同性同名で、生年月日も同じで、全く他人の情報が出てくる。2割負担が3割負担になっていたトラブルが、全国で何千件もあった。

全国保険医連合会は、次のように訴えています。これらは、全て現行保険証では起こらないこと。トラブル続きの欠陥システムであり、保険証があるから保険資格を確認できるのが現状である。保険証1枚あれば、お金の心配なく、本人が望む医療を受けることができる。健康保険証をなくすことは、国民皆保険制度の崩壊につながる。マイナンバーカード保険証では、国民の健康と命は守れないと訴えられております。現場が混乱しているんです。

それに、マイナンバーカードの情報漏えいや偽造は、未だに防げておりません。中国では、こんなカードを1分から5分で偽造できると豪語しております。日本のサイバーセキュリティがこんなに脆弱なのに、医療情報、通帳、趣味趣向まで、どうして日本政府は大事な個人情報をこの1枚のマイナンバーカードに紐づけようとしているのでしょうか。

皆さん、与えられるものを受け入れるだけでなく、その先の未来を自分の頭でよく考えてみてください。6月20日のヤフーニュースによると、医療機関の半数にトラブルが出ており、マイナンバー保険証の確認ができなかったために医療を受けられず、死亡者も出ております。利用率が上がれば、壱岐でもトラブルが増えてくると私は思っております。このようなことから、医療・福祉の現場に優しい現行の保険証、高齢者に優しい紙の保険証の存続に、私は賛成いたします。

以上です。

〔議員（1番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は採択すべきものです。要望第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第7. 議案第36号～日程第9. 要望第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第7、議案第36号から日程第9、要望第3号まで、以上3件を一括議題とします。

本件については、産業建設常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員会委員長。

[産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇]

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和6年6月28日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第36号。件名、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について。審査の結果、原案可決。

次に、令和6年6月28日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第1号。付託年月日、令和6年6月18日。件名、議会が市道認定した道路が調査不十分で道路法に反する非違について要望。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。措置、なし。委員会の意見としまして、苓崎市議会としては、提出された議案に対して道路法に基づき、市建設部にて十分調査した上で適正に審査を行い、議決しているため、不採択とする。

次に、令和6年6月28日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第3号。付託年月日、令和6年6月18日。件名、道路法第八条（路線の認定）についての要望書。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。措置、なし。委員会の意見としまして、要望の道路については、現在、適正に管理されており、利用されている市民にとっても特に不利益はなく、県道と交換する必要はないと考えるため、不採択とする。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員会委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、要望第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号について採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしま

した。

次に、要望第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。要望第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第3号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第10. 議案第37号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第10、議案第37号を議題とします。

本件については、予算特別委員会へ審査を付託いたしておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。山内豊予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（山内 豊君） 登壇〕

○予算特別委員長（山内 豊君） 令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、山内豊。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第37号、令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔予算特別委員長（山内 豊君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第３７号令和６年度壱岐市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

今回の補正予算は、篠原新市長が初めて議会に出す予算として期待していました。壱岐新時代を掲げ、１０の主要政策と１００の政策を掲げて新市長になった。市民の期待は大きかったわけであり、その期待に対して今回の補正予算、そして６月議会に対する市長の発言・行動は合格点に達していないと、辛い採点をつけることになります。それは、篠原市長から新壱岐を感じることがなかったということです。

補正予算では、１００の政策の１つである入湯券の復活、農業・畜産予算の拡充は、市民に喜ばしい内容であります。また、低所得者への給付金、定額減税など、国の施策の実施はあります。しかし、今後の新しい課題として出されているのは、子どもの医療費の現物給付に取り組む、オンデマンド交通をはじめ、交通サービスの実現への表現がありましたが、今の壱岐が抱える課題に対する考え、取組の方策が語られませんでした。

一方、白川前市長はSDGs未来都市を掲げ、SDGs推進事業に多くの予算を組んで事業を推進してきました。それに対して、篠原市長はどう考えて取り組んでいくのだろうかを見ていました。前市長と変わらず、SDGs推進についてを所信表明のまず冒頭に挙げ、その後、エンゲージメントパートナー制度について次に挙げる、まさに前市長のままなど感じる内容でした。

そして補正予算の中身も、SDGs事業に３、４８７万円の補正に、これは３月の一般会計予算、SDGs推進予算に３、１８３万円を足して６、６７０万円と、２倍の予算に膨れ上がっております。事業内容に至っては、スマート農業の推進、共創ポイント制度、北海道東川町モデルイベント開催、対話会、アイデア実証支援補助金などです。そしてその事業の支出の実施のためとして、プロジェクト管理費として３１９万円の予算も追加されている事態であります。この事業で市民生活、壱岐市の経済、観光の浮揚につながるのでしょうか。事業の再検討が必要であると考えます。

壱岐が抱える課題である物価高騰による市民生活の不況、人口減少対策、高齢者への支援など、緊急な施策が待たれていると考えます。SDGs事業に多額の予算を割くのではなく、市民の福祉を第一に考えた事業への転換が求められると考えます。その点を強く申し上げて、反対討論とします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３７号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第11、発議第1号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、植村圭司議員。

[議員（8番 植村 圭司君） 登壇]

○議員（8番 植村 圭司君） 発議第1号、令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

提出者、壱岐市議会議員植村圭司。賛成者、壱岐市議会議員豊坂敏文、同じく、山口欽秀。

壱岐市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由でございますが、議員の調査・研究、その他の活動に資するために、必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるとともに、政務活動費を交付することにより、議員の政策形成能力の向上及び議会の審議機能の強化を図る目的で、条例を制定するものであります。

壱岐市議会政務活動費の交付に関する条例は、第1条から第12条までで、初めに第1条では目的として、議会内で議長を除く議員で構成する会派に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は政務活動の範囲、第4条では交付額及び交付の方法として、議員1人当たり月1万円、年額12万円を交付の上限としております。

第6条では使途基準、第7条では経理責任者を置くこと、第8条では、収支報告書の提出、第10条は政務活動費の返還として、余った場合は返還すること、第11条では、収支報告書等の保存及び閲覧等を定めております。

附則としまして、この条例は、令和6年10月1日から施行するものとしております。

詳細は、タブレットに配布の議案書のとおりでございます。

この条例について、少し補足説明をさせていただこうと思います。政務活動費については、議会の活性化を図り、議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動における基盤強化が必要であるという観点から、地方自治法で議員に認められている交付金制度ということになります。

壱岐市では、平成16年市議会発足以来これまで政務活動費制度を設けず、各議員においては、それぞれの負担の中で政策課題に対する調査研究などを行ってまいりました。県内13市では唯一壱岐市のみ、政務活動費制度を設けておりませんでした。

また、会派については、平成19年、議会活性化を促すためにも導入すべきとの結論に達していたものですが、正式に機関決定されずに現在に至っていたものです。令和3年に議会改革を進めるための議会改革特別委員会が設置されたことから、そこで政務活動費の導入についても、調査研究課題の1つとして位置づけ、検討がされてきました。その中で、政務活動費の有効活用の方向性が示され、併せて、政務活動費の交付の方法や交付額などは、それぞれの自治体が条例で定めることが地方自治法で義務づけられています。

これまで、市民の皆様にご理解を頂くことができるよう、条例の制定に向けて協議を重ねてまいりました。本年5月にはたたき台となる委員会としての条例案と、その条例に基づいた詳細な手続などを定める規則案を作成し、その後、議会全員協議会での提案・意見聴取を行ってまいりました。それらの意見を反映しながら、最終条例案を作成し、議会全員協議会において、議会への条例案提出に当たっての基本的な合意に至ったものでございます。

先ほど、条例案による説明と若干重複する部分もありますが、壱岐市議会が導入しようとしている政務活動費制度のポイントだけ、お伝えしたいと思っております。

1つ目としまして、政務活動費は、議長を除く、議員で構成する会派に対して交付するものです。

2つ目としましては、政務活動費の額についてですが、議員1人当たり年額12万円を交付の上限としております。この額は、近隣市の例を参考に、必要最小限の額として設定をさせていただいております。

3つ目としまして、政務活動費を充てることができるのは、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動、その他、住民福祉の増進を図るために、必要な活動に要する経費と限定をいたしております。具体的には、政策立案、政策提言、調査研究、住民意思の把握、広報広聴活動等の職務を遂行する経費としております。また、残余がある場合は、返還をすることにしております。

4つ目としまして、政務活動費に係る実績報告等の公開・閲覧を行っていくことにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努め、議員活動の見える化にもつなげていきたいと、このように考えております。

こうした制度の下に、市民の皆様のご付託に応えられる議会として、市民の皆様からの声を反映した政策の立案や提言に向けた必要な調査研究などに、政務活動費を有効に活用させていただきたいと考えております。また、今後またゆまぬ議会改革を進めなければならないことは言うまで

もありません。

各議員におかれましては、改めて提案の趣旨に御理解を頂き、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。市民の皆様におかれましても、より一層の御理解と御協力をどうかお願い申し上げます。

発議第1号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 自席からよございませうか。

○議長（小金丸益明君） はい、結構です。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 住民の人が混同されたらまずいので、申し上げております。会派に所属した議員1人当たりということですので。会派に対して支給ということですので、議員各自に配付するということはございませぬので、御了解を願いたい。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 確認いたします。今回の政務活動費につきましては、会派を作ってくださいまして、その会派に入っていた方に対して、議員1人当たり月1万円ということでございます。会派に入っていた議員1人当たり月に月1万円の交付と、上限年額12万円ということでございます。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（8番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、発議第2号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、植村圭司事議員。

〔議員（8番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（8番 植村 圭司君） 発議第2号、令和6年6月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

提出者、壱岐市議会議員植村圭司。賛成者、壱岐市議会議員中原正博。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書。

原子力発電所の使用済み核燃料を再処理する過程でできる高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のゴミが、2020年段階で約1万9,000トンあると、国は公表しています。この核のゴミの最終処分は、地下300メートル以深の岩盤内に地層処分施設を設置し、今後、数万年以上かけて管理していく計画となっております。一方、我が国は、地質学的に複数のプレートが複雑にひしめき合う、世界有数の地震大国でもあります。未知の活断層に起因した大地震によって、大きな被害を受けた事例が多数あることも忘れてはなりません。この地震大国日本で、長期間にわたり安定的に安全に核のゴミを保管できるかについては、明確な回答が示されていないのが現状です。

この状況下、壱岐水道を挟んで壱岐市に近接する佐賀県玄海町が、今年5月10日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の文献調査を受け入れると、表明されました。そして、6月10日には文献調査が始まりました。壱岐市と海を挟んで、目と鼻の先に地層処分施設設置の可能性が出てきたことに、壱岐市民は率直に、大変困惑しております。いまだ核のゴミを安全に保管しておく技術が確立されていない中、壱岐市民の安心・安全な暮らしが大きく影響を受けることは必至です。また、壱岐市と玄海町の間、宝の海を活用してなりわいを成す漁業や観光業等、壱岐市の産業・経済に与える風評被害の影響は、はかり知れないものがあります。

壱岐市議会としては、佐賀県玄海町に高レベル放射性廃棄物処分場が設置されることは、到底容認できません。よって、佐賀県及び玄海町においては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望します。

記。

- 1、佐賀県玄海町に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
- 2、佐賀県玄海町において、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる概要調査を行わないこと。

と。

3、原子力発電行政については、当該自治体のみでなく、周辺自治体への影響も考慮した判断をしていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日、長崎県壱岐市議会。送付先、佐賀県知事、玄海町町長。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（8番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。6月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り図ることに決定いたしました。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 議員皆様には、6月13日から本日まで16日間にわたり、本会議並び

に委員会を通しまして、慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、長崎地方気象台から長崎県内において、昨日27日夜から本日28日昼頃にかけて、線状降水帯が発生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があるとの情報提供があり、県内各地で警戒されましたが、幸い、本市におきましては、警報等の発表には至っておりません。昨日の雨量は、勝本で1時間当たり最大10ミリ、昨日午前7時から24時間雨量が、勝本で59ミリでございました。

6月から10月頃にかけて、梅雨、台風などにより河川が増水しやすい時期となる、いわゆる出水期に当たり、全国的に土砂災害の多発化・激甚化が懸念されており、本市におきましても、いつ、どこでこうした自然災害に見舞われるか、予測が困難な状況にあります。市としましては、これまでの経験を踏まえ、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆さまにおかれましては、気象情報等に十分御注意いただきますとともに、日頃からの備え等を再度御確認いただきますよう、お願いいたします。

さて、去る6月13日に、環境省より令和6年度環境保全功労者等表彰・受賞者が発表され、多年にわたり、地球温暖化防止活動及び環境美化に関する普及啓発活動を実施されている壱岐市地球温暖化防止対策協議会様が、令和6年度地球環境保全功労者表彰として環境大臣表彰を受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜び申し上げます。

次に、初日の所信表明で申し述べましたが、去る6月15日に大石賢吾長崎県知事、鶴瀬和博長崎県議会議員をお招きし、離島の未来を、一緒に前へと題して、壱岐の未来を語り合う対話会を開催いたしました。当日は181名の方に御来場いただき、対話会では主に農業、漁業、教育をテーマに、意見交換等を行ったところでございます。

大石知事からは、人口減少という言葉に漠然と不安を抱えるが、離島が20年先の日本の社会像であるならば、人口減少という段階から脱出する出口に一番近い場所にいるのも、離島であると考えている。ポテンシャルを生かして挑戦していくことで、移住者が増加したり、変化が起きてくる。そうすると、少子高齢化の人口構造が変化し、生産年齢人口が増えて、バランスの取れた社会に絶対なるという、力強いお言葉も頂きました。

また、様々な分野で同じ方向を向き、県・市で連携を密にしていくことができることも確認できましたし、何より市民皆様との対話の機会を通して、行政もビジョンや政策を磨き上げ、皆様と一緒に良い未来をつくっていく、機運醸成につながったと捉えております。

今年度第1回目の市民対話会につきましては、7月20日午後1時30分から石田農村環境改

善センターで開催いたします。もちろん私も参加いたしますので、壱岐新時代と一緒に考えていきましょう。皆様の御参加をお待ちしております。

夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さも予想されます。熱中症対策など健康に十分御留意され、市民皆様が日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、令和6年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前10時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 清水 修

署名議員 土谷 勇二

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員